

審査の結果の要旨

氏名 今村 健一郎

今村健一郎氏の論文「ジョン・ロックの所有権論の研究」は、17世紀イギリスを代表する哲学者ジョン・ロックの主著の一つ『統治論』の、第二論文において展開される所有権をめぐる議論、すなわち、所有権は労働によって確立されるとする「労働所有権論」に正面から立ち向かい、『人間知性論』や『利子・貨幣論』などのロックの他の著作との整合性を射程に入れながら、一つの新しい眺望を得ようと目論むものである。

今村氏はまず、第一章で予備的な用語の解説を加えた後、第二章で、ロックの労働所有権論を集約する『統治論』第二論文第27節に現れる「各人は自分自身の person に対する所有権を持っている」という表現に注目し、これをどう解釈するかはロック所有権論の理解は掛かっている、という認識を示す。その上で、こうした person への所有権とその労働とが、どのような根拠づけの中で他のものへの所有権へと結びついていくのか、という問いを主題として掲げる。この問いはまさしくロック哲学理解の核心であり、多くの研究者が多様な観点から統合的な理解を試みてきた。今村氏はその一つ一つの解釈を詳しく取り上げ、問題点を検討する、という手法で論を展開してゆく。たとえば、Person を「身体」と解した上で身体の拡張として所有権を捉える解釈、神からの信託という観念に基づく理解、などが検討の対象とされてゆく。今村氏は、身体の拡張説に対しては、そもそも最初の person の所有権に対する説明を欠くものであると批判し、神からの信託説に対しても普遍的な説明力を獲得しえないと論じる。その上で、ロックのテキスト上は、労働が価値を創造し、その功績によってその価値物を所有するに至る、という考え方が自然な理解であると論じ至る。そうした理解を経て、次に第三章で今村氏は、二つのロックの但し書きの意義を論じる。二つのロックの但し書きとは、「他の人にも十分なものが残されている限り」、「浪費したり損傷したりしない限り」において、労働による所有権を認める、という趣旨のロックの議論のことを指す。今村氏は、このロックの但し書きの中に、他の person の持つ権利の侵害を禁ずる、という含意が伴われているとして、それは自然法の条項に従うものであると論じる。そしてその点を、第四章で『利子・貨幣論』でのロックの議論を引きながら、発想の一貫性を浮き彫りにするような形で詳しく跡づける。

このような線で理解されるロック所有権論は、結局、「person に対する所有権」という最初の問題を解きほぐすことで真の姿が浮かび上がってくる。今村氏は、第五章でこう論じ進め、ここでの「person」は『人間知性論』の「人格同一性」についての議論で論じられる「人格」と同じである、ということ、を、ロックの二つのテキストを対比させながら解き明かしてゆく。そして最後に第六章で、こうしたロックの所有権論の環境倫理への適用可能性が論じられる。ロックの議論は、どんどん開発を進めてゆくことを称揚するフロンティア倫理の代表のように捉えられがちだが、実は、ロックの但し書きが明らかに示しているように、ロックの議論の中にはむしろ開発を適切に抑制する思想が胚胎されていた。しかも、国際関係はいまでも実質的に自然状態にあることを考えるならば、ロックの所有権論が現代の環境問題に与える示唆は決して小さくない。どのように開発しどのように抑制するか、それを探究することがまさしくロック的な意味での「労働」の究極の姿なのである。今村氏はそう結論づける。

刑罰論との連関づけの不足など、本論文にはやや不満も残らないでもないが、ロック所有権論に関する首尾一貫した議論展開と、現代的問題への結びつけは鮮やかである。よって、博士（文学）の学位を授与するに十分値する論文であると判断する。